

関西電力の需給バランス

2012年			
	需要 (万kW)	供給力 (万kW)	予備率 (%)
7/01(日)	1,768	2,401	35.8
7/02(月)	2,098	2,472	17.8
7/03(火)	2,053	2,453	19.5
7/04(水)	2,079	2,543	22.3
7/05(木)	2,060	2,345	13.8
7/06(金)	2,145	2,346	9.3
7/07(土)	1,821	2,200	20.8
7/08(日)	1,710	2,174	27.1
7/09(月)	2,116	2,368	11.9
7/10(火)	2,211	2,444	10.5
7/11(水)	2,180	2,520	15.6
7/12(木)	2,234	2,578	15.4
7/13(金)	2,305	2,670	15.8
7/14(土)	2,014	2,581	28.1
7/15(日)	2,017	2,517	24.8
7/16(月)	2,167	2,686	24.0
7/17(火)	2,537	2,841	12.0
7/18(水)	2,552	2,912	14.1
7/19(木)	2,547	2,883	13.2
7/20(金)	2,384	2,853	19.6
7/21(土)	2,089	2,634	26.1
7/22(日)	1,961	2,452	25.0
7/23(月)	2,327	2,925	25.7
7/24(火)	2,449	2,877	17.5
7/25(水)	2,515	2,943	17.0
7/26(木)	2,632	3,018	14.7
7/27(金)	2,673	2,961	10.8
7/28(土)	2,363	2,805	18.7
7/29(日)	2,220	2,625	18.2
7/30(月)	2,636	3,014	14.4
7/31(火)	2,613	2,977	13.9
8/01(水)	2,573	2,994	16.4
8/02(木)	2,650	2,964	11.8
8/03(金)	2,682	2,992	11.6
8/04(土)	2,303	2,761	19.9
8/05(日)	2,151	2,493	15.9
8/06(月)	2,634	3,025	14.8
8/07(火)	2,590	3,058	18.1
8/08(水)	2,411	3,004	24.6
8/09(木)	2,433	2,752	13.1
8/10(金)	2,477	2,861	15.5
8/11(土)	2,132	2,767	29.8
8/12(日)	2,064	2,468	19.6
8/13(月)	2,071	2,468	19.2
8/14(火)	1,948	2,379	22.1
8/15(水)	2,003	2,500	24.8
8/16(木)	2,206	2,638	19.6
8/17(金)	2,522	2,743	8.8
8/18(土)	2,329	2,786	19.6
8/19(日)	2,070	2,696	30.2
8/20(月)	2,493	2,982	19.6
8/21(火)	2,549	2,941	15.4
8/22(水)	2,589	2,989	15.4
8/23(木)	2,635	2,947	11.8
8/24(金)	2,511	3,048	21.4
8/25(土)	2,276	2,664	17.0
8/26(日)	2,192	2,719	24.0
8/27(月)	2,554	2,858	11.9
8/28(火)	2,554	2,974	16.4
8/29(水)	2,422	2,928	20.9
8/30(木)	2,579	2,850	10.5
8/31(金)	2,581	2,997	16.1

※8/31(金)の数値は速報値

2012年9月3日参議院決算委員会配布資料  
 国民の生活が第一 はたともこ  
 <資源エネルギー庁作成資料>

## 電力各社の需給状況

① 関西電力が最大需要を記録した8月3日における中西日本の需給状況

(万kW)	中西6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州
供給力	9,714	2,623	2,992	565	1,198	605	1,731
最大電力需要	8,723	2,411	2,682	519	1,085	511	1,515
供給一需要 (予備率)	991 (11.4%)	212 (8.8%)	310 (11.6%)	46 (8.8%)	113 (10.4%)	94 (18.2%)	216 (14.3%)



② ①から大飯原発3、4号機の供給力を単純に差し引いた場合

(万kW)	中西6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州
供給力	9,477	2,623	2,755	565	1,198	605	1,731
最大電力需要	8,723	2,411	2,682	519	1,085	511	1,515
供給一需要 (予備率)	754 (8.6%)	212 (8.8%)	73 (2.7%)	46 (8.9%)	113 (10.4%)	94 (18.4%)	216 (14.3%)



③ ②から8月3日にバランス停止していた火力発電所の起動による供給力増を考慮した場合

(万kW)	中西6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州
供給力	9,624	2,732	2,792	565	1,198	605	1,731
最大電力需要	8,723	2,411	2,682	519	1,085	511	1,515
供給一需要 (予備率)	901 (10.3%)	321 (13.3%)	110 (4.1%)	46 (8.9%)	113 (10.4%)	94 (18.4%)	216 (14.3%)

(参考)電力各社の需給状況(7月27日)

① 中西日本全体で最大需要を記録した7月27日の需給状況

(万kW)	中西6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州
供給力	9,653	2,662	2,961	578	1,197	580	1,675
最大電力需要	8,737	2,478	2,673	500	1,066	514	1,506
供給一需要 (予備率)	916 (10.5%)	184 (7.4%)	289 (10.8%)	78 (15.6%)	131 (12.3%)	66 (12.8%)	170 (11.3%)



② ①から大飯原発3、4号機の供給力を単純に差し引いた場合

(万kW)	中西6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州
供給力	9,415	2,662	2,723	578	1,197	580	1,675
最大電力需要	8,737	2,478	2,673	500	1,066	514	1,506
供給一需要 (予備率)	678 (7.8%)	184 (7.4%)	50 (1.9%)	78 (15.6%)	131 (12.3%)	66 (12.8%)	169 (11.3%)



③ ②から7月27日にバランス停止していた火力発電所の起動による供給力増を考慮した場合

(万kW)	中西6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州
供給力	9,619	2,806	2,760	578	1,197	602	1,675
最大電力需要	8,737	2,478	2,673	500	1,066	514	1,506
供給一需要 (予備率)	882 (10.1%)	328 (13.2%)	88 (3.3%)	78 (15.6%)	131 (12.3%)	88 (17.1%)	169 (11.3%)

# 原子力規制委員会委員長及び委員の要件について

平成24年7月3日

内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室

## 1. 背景

原子力規制委員会は、国民の信頼を得ながら原子力の規制を実施することが求められていることから、委員長及び委員は、「人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する」こと（原子力規制委員会設置法第7条）に加え、中立公正性及び透明性の確保を徹底することが必要です。

このため、今後の原子力規制委員会の委員長及び委員の候補者の選定に当たって、以下の事項を法律上の欠格要件に加えて要件として追加することとします。

## 2. 委員長及び委員の要件の考え方

### (1) 中立公正性確保に関する法律上の欠格要件

原子力事業者及びその団体の役員、従業者である者

### (2) 法律上の欠格要件に加えて欠格要件とする事項

- ① 就任前直近3年間に、原子力事業者等及びその団体の役員、従業者等であった者
- ② 就任前直近3年間に、同一の原子力事業者等から、個人として、一定額以上の報酬等を受領していた者

### (3) 任命に際して情報公開を求める事項

- ① 個人の研究及び所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附について、寄附者及び寄附金額（就任前直近3年間）
- ② 所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数（就任前直近3年間）

2012年9月3日参議院決算委員会配布資料 国民の生活が第一（はたともこ）  
<内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室作成>

原子炉等規制法の対象事業者（主なもの）

<加工事業者>

グローバル・ニュークリア・フューエル・ジャパン、三菱原子燃料、原子燃料工業、日本原燃、日本原子力研究開発機構

<原子炉設置者>

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原子力研究開発機構、東京大学、京都大学、近畿大学、武蔵工大、立教大学、東芝、日立

<使用済燃料貯蔵事業者>

リサイクル燃料貯蔵

<再処理事業者>

日本原燃、日本原子力研究開発機構

<廃棄事業者>

日本原燃、日本原子力研究開発機構

<使用者>

核物質管理センター、ニュークリア・デベロップメント、原子燃料工業、日本核燃料開発、日本原子力研究開発機構、産業技術総合研究所、放射線医学総合研究所、東芝、東京大学、京都大学

2012年9月3日参議院決算委員会配布資料 国民の生活が第一（またともの

<内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室作成>

## ○原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）（抜粋）

（委員長及び委員の任命）

第七条 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長の任免は、天皇が、これを認証する。

3 国会の会期中に、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言がされている場合その他の特に緊急を要する事情がある場合であり、かつ、委員長及び前条第三項の規定により委員長の職務を代理する委員のいずれもが欠員である場合（以下この項において「緊急任命が必要な場合」という。）において、両議院又はいずれかの議院が緊急任命が必要な場合である旨の文書を添えた第一項の規定による委員長に係る同意の求めがあつた日（同項の規定による委員長に係る同意の求めがあつた後に緊急任命が必要な場合に該当することとなつたときにあつては、その旨の通知を受けた日）から国会又は各議院の休会中の期間を除いて十日以内に当該同意に係る議決をしないとき（他の議院が当該同意をしない旨の議決をしたときを除く。）は、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長を任命することができる。

4 前項の場合において、原子力災害対策特別措置法第十五条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言がされたときその他の特に緊急を要する事情がなくなつたときは、その後速やかに両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認の求めがあつた国会においてその承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長を罷免しなければならない。

5 委員長又は委員につき任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

6 第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第四項中「前項」とあるのは「次項」と、「原子力災害対策特別措置法第十五条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言がされたときその他の特に緊急を要する事情がなくなつたときは、その後速やかに」とあるのは「任命後最初の国会において（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言がされている場合その他の特に緊急を要する事情がある場合であつて、その旨の通知が両議院になされたときにおける委員長に係る事

後の承認にあつては、当該特に緊急を要する事情がなくなった後速やかに)」と、「委員長」とあるのは「委員長又は委員」と読み替えるものとする。

7 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者若しくは核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者
- 四 前号に掲げる者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）又は使用人その他の従業者

#### 附 則

（最初の委員長及び委員の任命）

第二条 この法律の施行後最初に任命される委員の任期は、第八条第一項本文の規定にかかわらず、四人のうち、二人は二年、二人は三年とする。

2 前項に規定する各委員の任期は、内閣総理大臣が定める。

3 この法律の施行の日が国会の会期中である場合であり、かつ、この法律の施行の際原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言がされている場合において、両議院又はいずれかの議院が原子力緊急事態宣言がされている旨の文書を添えた第七条第一項の規定による同意の求めがあった日（同項の規定による同意の求めがあった後に原子力緊急事態宣言がされたときにあつては、その旨の通知を受けた日）から国会又は各議院の休会中の期間を除いて十日以内に当該同意に係る議決をしないとき（他の議院が当該同意をしない旨の議決をしたときを除く。）は、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、この法律の施行後最初に任命される委員長又は委員を任命することができる。

4 第七条第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第四項中「前項」とあるのは「附則第二条第三項」と、「されたときその他の特に緊急を要する事情がなくなったとき」とあるのは「されたとき」と、「委員長」とあるのは「委員長又は委員」と読み替えるものとする。

5 この法律の施行後最初に任命される委員長及び委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第七条第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有

する者のうちから委員長及び委員を任命することができる。

- 6 第七条第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第四項中「前項」とあるのは「附則第二条第五項」と、「原子力災害対策特別措置法第十五条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言がされたときその他の特に緊急を要する事情がなくなったときは、その後速やかに」とあるのは「任命後最初の国会において（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言がされている場合であって、その旨の通知が両議院になされたときにあつては、同条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言がされた後速やかに）」と、「委員長」とあるのは「委員長又は委員」と読み替えるものとする。

2012年9月3日参議院決算委員会配布資料 国民の生活が第一 はたともこ  
〈内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室作成〉